

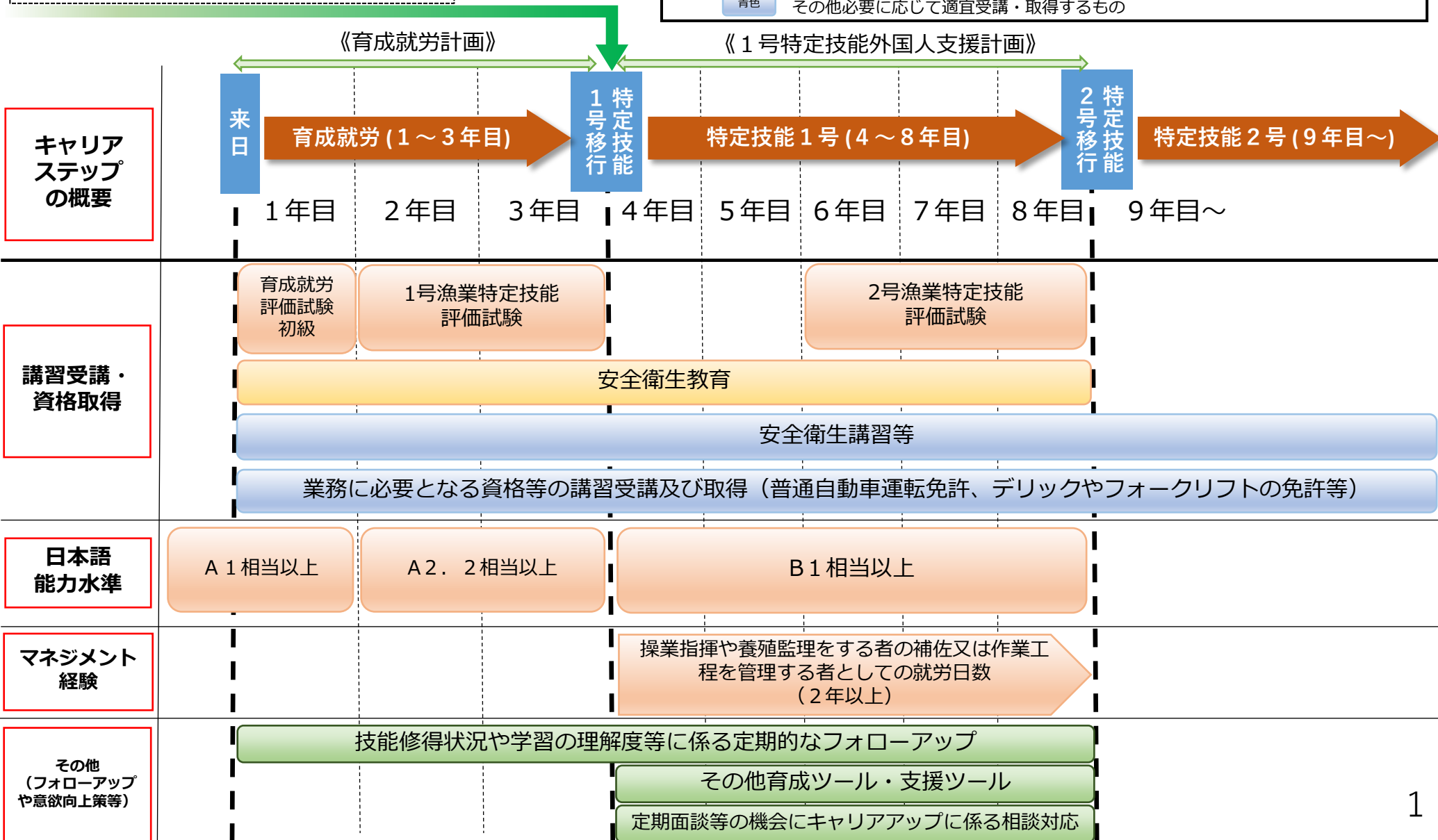
【漁業分野】 育成・キャリア形成プログラム

農林水産省

- ・留学から特定技能 1 号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能 1 号で入国 等

- 凡例
- 黄色 技能の修得・向上に資するもの
 - 赤色 在留資格の移行に係る要件
 - 青色 その他必要に応じて適宜受講・取得するもの

緑色 フォローアップや意欲向上策



在留資格	目指すレベル （求められる役割・作業）	必要な技能・知識・資格	
		技能試験等	マネジメント 経験
育成就労	【漁業】 漁労機器等の操作や操業の工程に関し、監督者の指示に基づいて漁労行為を幅広く行える。	就労開始までに必須：日本語教育の参照枠A1相当以上又はそれに相当する日本語講習の受講	
	【養殖業】 養殖施設の維持管理や種苗確保から出荷に至るまでの生産の工程に関し、監督者の指示に基づき、飼育管理や選別作業、出荷準備等、養殖業における業務を幅広く行える。	就労中の取組：日本語教育の参照枠A2.2相当以上 育成就労評価試験（1年目）または1号漁業特定技能評価試験（3年目）	
特定技能 1号	【漁業】 漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等を行うことができる。	就労開始に必須：日本語教育の参照枠A2.2相当以上 育成就労評価試験または1号漁業特定技能評価試験	漁業にあつては操業を指揮監督する者を補佐する者（養殖業にあつては養殖を管理する者を補佐する者）又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての就労日数（2年以上）
	【養殖業】 養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等を行うことができる。	就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上 2号漁業特定技能評価試験	
特定技能 2号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として、熟練した技能で業務を遂行する。	就労開始に必須：日本語教育の参照枠B1相当以上 2号漁業特定技能評価試験	

（備考）

必要な技能等：漁業や養殖業に関連する機器や車両を取り扱うに必要となる資格等の取得